和歌山県立医科大学附属病院特室備品

仕様書

公立大学法人和歌山県立医科大学

１．調達物品名及び構成内容

機器名：和歌山県立医科大学附属病院特室備品　一式

（内訳）別紙①のとおり

２．その他の必要条件

１　納入及び納入後支援体制

２　設置条件

３　その他

1　調達物品の構成内容と必要な仕様

1－1　和歌山県立医科大学附属病院特室備品

1－1－1　別紙①は適合参考物品リストであり、これらと同等以上の機能を有する物品を納入すること。

1－1－2　各リスト物品の色については、契約時に病院側と協議の上決定することとする。

2　その他の必要条件

2－1　納入及び納入後支援体制

2－1－1　納入に関しては病院側と協議の上で、あらかじめ承諾を得ること。納入に関しては現場の安全と建物に十分注意すること。

2－1－2　納入物品に不具合が生じた場合は、復旧のための迅速な対応が行えること。

2－1－3　不具合時対応として、アフターサービス体制が整っていること。

2－1－4　各特室に備品を納入する際は耐震固定を含む設置及び旧備品の廃棄を全て契約金額内で行うこと。ただし、旧備品はマニフェストを遵守して廃棄すること。

2－2　設置条件

2－2－1　納入期限は、令和９年３月３１日（水）までとする。
納入日時の具体的な計画は担当者の指示に従うこと。
ただし、納入については各特室の空き状況を見ながら実施するため、納入時期（１２月頃～３月末）は５回程度に分かれる事を想定すること。

2－2－2　納入場所は、和歌山県立医科大学附属病院の各病棟の特室とする。
（特室Ａ３部屋、特室Ｂ９部屋）

2－2－3　納入物品は、未使用であること。

2－2－4　既存品を引き取ること。

2－2－5　指定納入場所への設置に関する調整、既存機器との接続の作業及び既存品引き取り並びに稼働にあたり必要な物品の調達は、全て契約金額内で行うこと。

2－3　その他

2－3－1　日本語の取扱説明書を提供すること。

2－3－2　納入物品の管理・使用者に対し、操作に必要な支援等を行うこと。

２－３－３　品質保証期間は、納入日から１年間とする。

２－３－４　同等品は、可とする。

ただし、適合参考物品以外で応札する場合は、令和８年１１月２４日（火）までに事務局医事課あて同等品であることを証明する書類及び製品カタログを提出し、規格等の各項目についてその性能・機能、希望小売価格等を十分明らかにすること。令和８年１１月２７日（金）までに、事務局医事課から同等品としての承認又は不承認の回答をする。

２－３－５　仕様書に関する質問がある場合は、令和８年１１月２４日（火）までに下記へ書面により行うこと。

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局医事課　（担当：松本）
〒641‐8510
和歌山市紀三井寺８１１－１
TEL　073-441-0807(直通) / FAX　073-441-0515